

**「2551～2552投資年の投資誘致特別措置に基づく業種の追加についての投資
奨励委員会布告第3／2552号」**

日本貿易振興機構（ジェトロ） バンコクセンター編

※本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力： Thai Keizai Publishing Co., Ltd. 社

● 2551～2552 投資年の投資誘致特別措置に基づく業種の追加についての投資奨励委員会布告第3 / 2552号

2551～2552 投資年の投資誘致のための特別措置についての仏暦二五五一年一月二八日付けの投資奨励委員会布告第2 / 2551号をかんがみ、及び2551～2552 投資年の政策目標を成就するため、特別に投資奨励する業種を増やすことが相当と判断し、

仏暦二五二〇年投資奨励法令の第一六条第二段、第三一条及び第三五条の内容に基づく権限に拠り、投資奨励委員会は以下のように布告を制定する。

一、2551～2552 投資年の投資誘致のための特別措置についての仏暦二五五一年一月二八日付けの投資奨励委員会布告第2 / 2551号の第二項の内容を廃止し、以下の内容に代える。

「二、以下のように特別に権益を付与する業種として五グループを定める。

二・一、省エネルギー及び代替エネルギーに係る事業グループ、すなわち

一・二六種、農産品並びに滓またはゴミもしくは廃棄物からのアルコールまたは燃料生産事業。

四・二四種、省エネルギー機械もしくは設備、または代替エネルギー使用設備の生産事業。

四・二五種、燃料電池生産事業。

四・二六種、天然ガス使用車のためのエンジン、機械及び設備生産事業。

四・二七種、天然ガス使用車の組立事業…バスまたは大型トラック製造。

五・五・二四種、太陽電池生産事業。

七・一・一種、電力または蒸気生産事業…例えば農業物資からのエネルギー、バイオガス及び風力など代替エネルギー使用の場合。

七・二九種、輸送機械用天然ガスサービス所事業。

二・二、高度テクノロジー使用事業グループ、すなわち

二・一九種、アドバンスド・セラミック製品生産事業。

三・一・一種、天然繊維または合成繊維生産事業…ファンクショナル・ファイバー。

三・九種、医療品または医療器具生産事業。

三・一四種、科学機器生産事業。

四・二種、以下の機械及び器具生産事業。

…金型（モールド&ダイ）及び部品生産。

…治具（ジグ&フィックスチャー）生産。

…工業機械生産、すなわちチューニングマシン、ドリリングマシン、ボアリングマシン、ミリングマシン、グライインディングマシン、マシニングセンター、ギアカッティング&フ

イニッシングマシン、ダイシンキングEDMs、ワイヤカットEDMs、レーザービームマシン、プラズマアークカッティングマシン、エレクトロンビームマシン、ブローチングマシン、デバーリングマシン。

…高精度（ハイプレジジョン）機械に使用する切断、噛合せ、旋盤、孔削、削出し、研磨、磨き、及び螺旋用器具または物資生産。

…農業及び食品工業で使用する機械及び器具（ファーム・マシナリー、フードプロセッシング・マシナリー）の生産。

…トラクター用トランスミッション生産。

四・七種、航空機並びに航空機部品・器具または機上使用具の生産またはメンテナンス事業。

四・八種、輸送機械部品生産事業。

…オートマチック・トランスミッション。

…CVTトランスミッション（コンティニューアスリー・ヴァリアブル・トランスミッション）。

…ハイブリッド車または燃料電池車といった自動車用のトランクション・モーター。

…エレクトロニック・スタビリティ・コントロール（ESC）。

…リジェネレイティブ・ブレーキング・システム。

五・四・三種、産業用自動機器生産事業。

五・四・四種、ラジオ、テレビまたは通信機器及び器具生産。

…通信機器。

五・五種、エレクトロニクス製品に使用する部品または機器生産事業。

…LCDパネル、OLEDパネルのようなフラット・パネル・ディスプレイ。

…IC、ダイオードセンサー、アクチュエーターのような半導体。

…ハードディスクドライブ及びその部品。

…通信機器部品。

…オートモーティブ・エレクトロニクス。

…アグリトロニクス。

五・六種、マイクロエレクトロニクス用物質または基板。

五・七種、エレクトロニクス設計事業。

七・一二種、研究及び開発事業。

七・一三種、科学検査サービス事業。

七・一四種、標準校正（カリブレーション）サービス事業。

七・一五種、人的資源開発事業。

七・三〇種、バイオテクノロジー事業。

二・三、環境にやさしい物資及び製品生産事業グループ、すなわち

六・一七種、環境にやさしい化学品生産事業。

六・一八種、環境にやさしい製品生産事業。

二・四、国の大規模投資プロジェクト（メガ・プロジェクト）、特に水資源管理グループ、及び運輸・ロジスティック・グループのプロジェクトに関連する事業グループ。

二・一一種、鋼管またはステンレス鋼管生産事業。…口径の直径が一二〇〇ミリメートル以上の鋼管生産能力を有していなければならない。

二・二〇種、公共事業用高圧コンクリート製品生産事業。

四・二種、機械及び器具生産事業。…三〇インチ以上の吸水口を有する吸水ポンプ。

四・六種、自動車または電車、もしくはその部品生産（軌道システムのみ）。

六・九種、プラスチック製品またはプラスチック・コーティング製品生産事業。…プラスチック管。一二〇〇ミリメートル以上の直径のパイプ生産能力を要す。

ここに、本措置に基づき奨励を受ける枠内にある収入は、水資源管理グループ及び運輸並びにロジスティック・グループにおけるメガ・プロジェクトにより生じる収入でなければならない。

二・五、農産物を原料として使用する工業、及び高度テクノロジーを使用する工業事業グループ、すなわち

一・一・一〇種、医療食（メディカルフード）生産事業。

四・八種、輸送機械部品生産事業。…輸送機械タイヤ生産。」

二、四・六種事業の自動車または電車もしくはその部品（軌道システムに限る）の生産については、特別措置が仏暦二五五二年に終了後も、特別に国に対し重要で利益をもたらす事業として定め、全区において機械輸入税免除及び八年間の法人所得税免除を受ける。このとき法人所得税免除の割合は定めない。

三、四・八種の輸送機械部品生産における輸送機械タイヤ生産事業については、特別措置が仏暦二五五二年に終了後も、特別に重要な事業として定め、全区で機械輸入税免除及び八年間の法人所得税免除を受ける。

ここに、仏暦二五五二年三月四日から
仏暦二五五二年四月二一日布告